

2014 年 期 実務補習所 考査問題

【会計に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<金融商品取引法に基づく開示と実務>

問 流通市場における継続開示は、上場されている株式等流動性のある有価証券の発行会社に対して、投資者がその有価証券に投資するに際しての判断資料を提供するために義務付けられている開示制度である。以下の有価証券報告書に関する記載の空欄①～⑩に適切な用語や言葉、数字を入れて文章を完成させなさい。

- (1) 第一部 企業情報 「第 1 企業の概況」では主要な経営指標等の推移や創立からの経緯を時系列に記載した（①）の他、事業の内容、関係会社の状況、さらには平均勤続年数や平均年間給与等を記載した（②）の状況等、当該企業の全体像がわかるようになっている。
- (2) 第一部 企業情報 「第 2 事業の状況」では、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、（③）すべき課題、事業等のリスク、経営上の重要な（④）等の他、研究開発活動や財政状態、経営成績及び（⑤）の状況の分析が記載されている。
- (3) 第一部 企業情報 「第 3 （⑥）の状況」では、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設、除却等の計画が記載されている。
- (4) 第一部 企業情報 「第 4 提出会社の状況」では、株式等の状況、自己株式の取得等の状況、配当政策、株価の推移、役員の状況の他、最近の外国人投資家が最も注目している企業統治に関する（⑦）の状況等が記載されている。
- (5) 第一部 企業情報 「第 5 （⑧）の状況」では、監査対象となっている財務諸表等が記載されており、公認会計士が有価証券報告書の開示制度において最も関与している箇所である。

したがって、冒頭部分において、監査証明について以下のような記載がある。

「当社は、金融商品取引法第（⑨）条の 2 第 1 項の規定に基づき・・・〇〇監査法人により（⑩）を受けております。」

問 以下の文章は、金融商品取引法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の抜粋である。これを読んだ上で、以下の問に答えなさい。

第四条 (A)有価証券の募集（特定組織再編成発行手続を含む。第十三条及び第十五条第二項から第六項までを除き、以下この章及び次章において同じ。）又は(B)有価証券の売出し（次項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘及び第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当するものを除き、特定組織再編成交付手続を含む。以下この項において同じ。）は、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し（①）に（②）をしているものでなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

（中略）

五 （③）又は（④）の総額が（⑤）の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（前各号に掲げるものを除く。）

第五条 前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る（ ）をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項、第六十六条の四十第五項及び第一百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、(C)次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

- (1) 空欄（①）～（⑤）にあてはまる文言を答えなさい（丸数字のない括弧は無視してよい）。
- (2) 下線部(A)及び(B)について「不特定」「多数」という言葉を用いて説明しなさい。
- (3) 下線部(C)の届出書について、提出が必要となる具体例を 2 つ列挙しなさい。

問 以下の文章が企業内容開示制度に関するどのような内容を説明した文章か、適切な内容を示す用語、文章、数値等を以下の選択肢ア～ハから選び、記号で答えなさい。

- (1) 不特定多数の者に対し、新たに発行される有価証券の取得の申込を勧誘すること。
- (2) 不特定多数の者に対し、既に発行された有価証券の売付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘すること。
- (3) 有価証券報告書を提出している会社が、会社の経営に関連した重要な事実が発生した場合、速やかに提出しなければならないもの。この制度は有価証券の流通価格に重要な影響を与えると認められる事実が発生した際、その都度その内容を開示させ、投資家の確かな判断に資するように昭和46年の開示制度の大改正で設けられた。
- (4) 発行開示制度を補完するためのもので、発行市場における企業内容の開示書類である。有価証券届出書の提出を要しない一定規模以下の有価証券の発行及び売出し等に関する情報を内閣総理大臣に報告させ、その発行状況等を把握するとともに、届出を要しない有価証券の募集又は売出しであるかどうかの判断資料とするため、この制度が設けられている。
- (5) 継続開示している企業が届出書を提出する際、重複する部分を簡素化したもので、「追完情報」、「組込情報」が設けられているところに特徴がある。
- (6) 届出書に第一部「証券情報」以外は、継続開示書類を参照すべき旨のみ記載すれば足りるとするもので、発行社債券について複数の指定格付機関により上位三段階の格付を取得している等のいくつかの条件が課されている。
- (7) 発行登録制度において、実際の発行時に発行条件等の証券情報のみを記載した書類。
- (8) 有価証券の募集又は売出しのために、公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書。
- (9) XBRLでの財務報告の電子的雛形。
- (10) 株券等の大量保有の開示制度において大量保有者の変動（増減）において変更報告書を提出しなければならない変動（増減）割合

(選択肢)

ア：有価証券の募集	イ：有価証券の売出し	ウ：有価証券の発行
エ：有価証券通知書	オ：臨時報告書	カ：組込方式（有価証券届出書）
キ：参照方式（有価証券届出書）	ク：公開買付届出書	ケ：発行登録追補書類
コ：目論見書	サ：インスタンス	シ：タクソノミ
ス：エディネット	セ：XBRL	ソ：ベーシック
タ：クリアランス	チ：1%	ツ：訂正報告書
テ：3%	ト：半期報告書	ナ：5%
ニ：四半期報告書	ヌ：7%	ネ：8%
ノ：一括方式（有価証券届出書）	ハ：セグメント情報	

問 下記の2つの表は、MAXBET株式会社の平成26年3月期の有価証券報告書の一部である。下記の表及び（補足説明）を参照した上で、下記の問題に答えなさい。

表1 「第1 企業の概況」の一部
4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 AR	名古屋市中区	90,000	〇〇事業	56.5	役員の兼任2名 業務の委託及び業 務の受託
株式会社 AT	名古屋市中区	60,000	〇〇事業	100.0	役員の兼任2名 資金援助有
株式会社 RT	名古屋市中村区	10,000	××事業	50.0	役員の兼任1名
株式会社 CT	東京都千代田区	20,000	△△事業	40.5	役員の兼任3名

(注) 1 議決権の所有割合は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

表2 「第4 提出会社の状況」の一部
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準 備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年8月3日	4,641,250	11,394,000	—	94,870	—	56,018
平成22年3月10日	400,000	11,794,000	145,540	240,410	225,532	281,550
平成25年10月11日	5,000,000	16,794,000	—	240,410	—	281,550

(補足説明)

- MAXBET株式会社の主要指標は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H25.3 単体	H26.3 単体	H25.3 連結	H26.3 連結
(1) 売上高	10,221,556	11,565,986	17,543,555	18,654,309
(2) 経常利益	470,887	510,264	641,342	662,865
(3) 当期純利 益	240,666	288,291	302,512	311,443
(4) 純資産額	1,644,222	1,800,231	2,193,999	2,621,211
(5) 総資産額	3,885,442	4,002,554	5,432,109	5,633,111

- 平成 26 年 3 月期の各関係会社の主要指標は以下のとおりである（いずれも 3 月決算会社である）。

（単位：千円）

	株式会社 AR	株式会社 AT	株式会社 RT	株式会社 CT
(1) 売上高	3,612,576	2,561,884	1,571,526	3,690,544
(2) 経常利益	69,955	104,552	△141,572	179,588
(3) 当期純利益	37,284	85,879	△201,369	101,258
(4) 純資産額	304,336	213,542	△113,829	551,855
(5) 総資産額	755,058	885,666	645,721	985,507
(6) MAXBET 社向け売上高	1,128,992	1,092,542	—	868,656
(7) MAXBET 社からの仕入高	—	—	10,456	—
(8) MAXBET 社からの借入高	—	200,000	—	—
(9) 取締役の員数	3 名	4 名	3 名	5 名

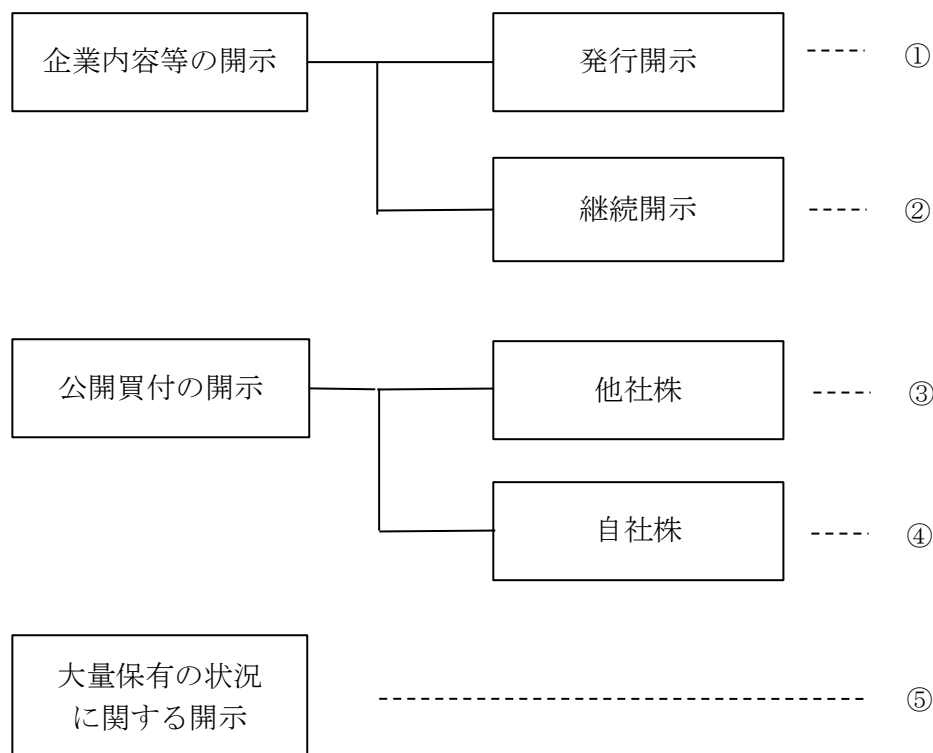
「企業内容等の開示に関する内閣府令」第 19 条第 7 項における「特定子会社」の意味を説明しなさい。

上記に記載された関係会社のうち、MAXBET 株式会社の特定子会社に該当するものを全て答えなさい。なお、理由及び計算過程は不要とする。

問 平成 26 年 3 月期より個別財務諸表の簡素化が実施されています。そこで、①個別財務諸表の簡素化の概要及び当該規則変更について、あなたが思うことを述べなさい。

問 以下の表は法定開示を金融商品取引法に絞った場合のその体系と書類例である。

- 表中の①～⑤の開示書類名をそれぞれ 2 つずつ答えなさい。
- 表中の「公開買付の開示」について、制度の目的を簡潔に説明しなさい。
- 表中の「大量保有の状況に関する開示」について、制度の目的を簡潔に説明しなさい。



問 有価証券届出書は、原則的な方法である完全開示方式以外に一定の条件を満たす場合、組

込方式または参照方式による提出が認められている。

- 1) 組込方式及び参照方式を設けている理由を簡潔に述べなさい。
- 2) 組込方式と参照方式の相違点について述べなさい。

問 以下は有価証券報告書に関する記述である。

- 1) 表中の空欄 () A~J に適当な語句を入れなさい。
- 2) 継続開示会社が有価証券報告書を提出する目的を簡潔に述べなさい。

① 有価証券報告書の提出基準

以下のいずれかに該当する場合、その発行会社は事業年度ごとに、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- a. (A) に上場されている有価証券（上場有価証券）
- b. 流通状況が a に準ずる有価証券（ B ）
- c. 募集又は売出しにつき（ C ）等を提出した有価証券（a. b. を除く）※
- d. 過去5年間の事業年度末のいずれかの末日の株主の数が（ D ）人以上である会社（a. b. c. を除く）

※提出免除

- i 当該有価証券の所有者が（ E ）名未満となったとき
- ii 当該事業年度を含む前5事業年度のすべての末日における当該株券等の所有者数が（ F ）名未満であり、有価証券報告書を提出しなくても公益または投資者保護の欠けることがないものとして（ G ）の承認を受けたとき

② 提出時期

- a. 継続開示会社 期末日後（ H ）以内に提出
- b. 新規開示会社
 - イ. 新規上場等

上場等の日の属する事業年度の直前事業年度の有価証券報告書を遅滞なく提出
 - ロ. 新規有価証券届出書提出

届出書を提出した日の属する事業年度から期末日後3カ月以内に提出

③ 提出書類

継続開示会社 開示府令第（ I ）号様式
 新規開示会社 開示府令第（ J ）号様式
 内部統制報告書、確認書を併せて提出する

問 臨時報告書の提出事由を2つ列挙しなさい。

問 非上場会社において有価証券報告書の提出が必要となる場合を2つ列挙しなさい。

問 金融商品取引法第163条に規定される「主要株主」の意味を説明しなさい。

<会社法に基づく開示と実務>

問 会社法に基づく会社の種類、計算書類等の開示制度および監査対象等に関して、以下の文章の空欄①～⑫に入る適切な語句を解答欄に記入しなさい。

1. 会社の種類と計算書類

会社法上、会社の機関を柔軟に設計することができる。その会社の種類により、作成される計算書類について重要な相違はないが、個別注記表については主として公開会社か否かにより、省略規定がある。連結計算書類については、旧商法における経過措置が引き継がれ、(①) 提出会社にのみ作成義務が課されている。また、計算書類ではないが (②) についても同様、主として公開会社か否かにより、その内容に大きな相違がある。

公開会社とは、発行する株式の全部又は一部の株式の内容について、譲渡による当該株式の取得について、(③) の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社、いわゆる株式譲渡制限のない会社である。一般的によく使われる、「上場会社」を意味するものではない。

会社の規模は、資本の額又は最終の貸借対照表の負債の部の金額により、下記のとおり、「大会社」が定義されている。この定義に該当しない会社は「大会社以外の会社」となる。なお、旧商法特例法上、規定されていた「小会社」の区分は削除された。大会社—資本の額が (④) 億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が (⑤) 億円以上の株式会社。なお、最終事業年度とは株主総会の承認（所定の要件を満たす場合には取締役会の承認）を受けた計算書類のうち、最も直近の計算書類に対応する事業年度のことをいう。

2. 会社の機関について

会社法における株式会社の絶対的の必要機関は、株主総会と取締役のみである。その他の機関については、定款の定めにより、任意で設置が可能である。但し、下記の場合には、(⑥) の設置義務が生じる。

- (1) 委員会設置会社
- (2) 大会社（公開会社でない会社及び委員会設置会社を除く）
- (3) 公開会社でない大会社

3. 開示制度

会社法における開示には、直接開示と間接開示がある。直接開示は、定時株主総会に先立って、(⑦) に添付して株主に直接交付する、または、電磁的方法によって開示することによって情報提供を行うことをいう。これに対して、間接開示は、会社に開示書類を備え置くことにより株主や (⑧) がいつでも閲覧できるようにすることをいう。また公告も間接開示として区分することもある。

直接開示で開示される書類は、(②)、計算書類、連結計算書類、(⑨) である。また、一定の場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面も招集通知に添付される。

計算書類は、貸借対照表、損益計算書、(⑩)、個別注記表から構成され、連結計算書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、(⑪)、連結注記表から構成される。

なお、会社法第 444 条 3 項により、事業年度の末日において、大会社であり、かつ、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定による (①) 提出会社については、連結計算書類を作成しなければならない。

間接開示では、(②) 及び計算書類並びにこれらの附属明細書を会社に備え置かなければならない。

不特定一般への開示方法である公告では、貸借対照表又はその要旨、損益計算書又はその要旨を、(⑫) 又は日刊新聞紙に掲げる方法により開示する。ただし、損益計算書又はその要旨は、大会社のみ開示する。なお、(①) を提出している会社はこの公告は不要とされている。

4. 監査対象について

旧商法における営業報告書は、会社法における（ ② ）とは異なり、会計に関する部分を含んでいたが、（ ② ）の記載内容から会計に関する部分を削除したため、計算書類から外れることとなって、（ ⑥ ）の監査対象外となった。

大会社でかつ上場会社である会社の会社法に基づく（計算書類等）監査と金融商品取引法に基づく（財務諸表）監査（レビュー）の対象範囲を比較すると、後者特有のものとして（ ⑬ ）、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表がある。

5. 注記表について

重要な（ ⑭ ）に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項で、下記の項目（重要性の乏しいものを除く）を記載する。

- (1) （ ⑮ ）の評価基準及び評価方法
- (2) （ ⑯ ）の減価償却の方法
- (3) （ ⑰ ）の計上基準
- (4) （ ⑱ ）及び費用の計上基準
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

6. 附属明細書について

附属明細書は、計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、（ ⑩ ）および注記表の記載事項について、追加的に補足して説明する書類として、毎決算期に作成されるものである。

附属明細書の記載事項については、会社計算規則第 117 条に規定されているが、旧商法施行規則に比べると、項目は大幅に簡素化されている。具体的には、下記の項目となる。

- (1) 有形（ ⑰ ）および無形（ ⑱ ）の明細
- (2) （ ⑲ ）の明細
- (3) （ ⑳ ）の明細
- (4) （ ㉑ ）との取引に関する注記において記載を省略した事項
- (5) 株式会社の貸借対照表、損益計算書、（ ⑩ ）および個別注記表の内容を補足する重要な事項

なお、公開会社以外の株式会社の場合、上記のうち、「(4) 関連当事者との取引に関する注記において記載を省略した事項」については、記載を必要とされていない。ただし、当該ただし書により記載を省略することができる会社は、（ ⑥ ）設置会社以外の会社であるため、附属明細書において記載が必要となるのは、（ ⑥ ）を設置していない公開会社に限定される。

問 継続企業の前提に関する注記において、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、注記すべき項目について説明しなさい。

（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）

問 関連当事者との取引に関する注記において、関連当事者との間の取引のうち、注記の必要ない取引について説明しなさい。

問 以下の資料は、JPY 株式会社（上場会社、連結子会社は 100%子会社 1 社のみ）の平成 26 年 3 月期及び平成 27 年 3 月期の貸借対照表科目の一部（純資産のみ、順不同）及び補足事項である。これらを参照した上で、下記の問題に答えなさい。

平成 26 年 3 月 31 日現在 (単位：百万円)		平成 27 年 3 月 31 日現在 (単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
利益準備金	1,515	利益準備金	1,515
資本金	7,543	資本金	7,643
繰延ヘッジ損益	50	繰延ヘッジ損益	45
繰越利益剰余金	776	繰越利益剰余金	()
別途積立金	2,100	別途積立金	2,100
自己株式	△595	自己株式	△595
その他有価証券評価差額金	△536	その他有価証券評価差額金	△456
資本準備金	3,715	資本準備金	()
新株予約権	30	新株予約権	30
土地再評価差額金	1,212	土地再評価差額金	1,212

(補足事項)

- 平成 26 年 3 月期の当期純利益は 350 百万円、27 年 3 月期の当期純損失は 400 百万円である。
- 平成 26 年 3 月期に係る配当は 100 百万円、27 年 3 月期に係る配当は 0 円である。
- 平成 27 年 3 月期中に 200 百万円の公募増資を行っており、そのうち 100 百万円を資本金としている。
- 上記以外、時価評価による変動を除き、純資産の変動はない。

(解答上の留意事項)

- 計算の結果生じた端数は、百万円未満を切り捨て、百万円単位で解答すること。
- 当社は、表示科目に関して有報の財務諸表と会社法計算書類の整合性を取っている。
- その他想定した事項がある場合には、その旨を記載すること。

JPY 株式会社の平成 27 年 3 月期に関する株主資本等変動計算書を作成しなさい。作成に際しては、会社計算規則に準拠するものとし、会社計算規則に記載のない事項については、財務諸表等規則に準拠するものとする。なお、**大項目、中項目、小項目を明確に区分して解答すること**とし、注記は省略してもよい。また、用紙が足りない場合は裏面を使用してもよい。

問 EUR 株式会社は、資本金 16 億円、負債総額 250 億円、連結子会社を有する東証一部上場会社である。現在、会計監査人の CHF 監査法人の公認会計士 X は、経理担当者新人 A から計算書類に関する質問を受けている。これを読んだ上で、下記の問に答えなさい。

経理担当 A	: 部長から聞いたのですが、当社は会社法上の大会社にあたるそうですね。会社法上の大会社の定義を教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: <u>(A)会社法第 2 条に記載されています。</u>
経理担当 A	: ありがとうございます。 次に、注記表の記載内容について教えてくださいませんか。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 98 条に記載されています。公開会社や会計監査人設置会社は、記載内容が多くなっているところに留意が必要です。また、 <u>(B)連結計算書類</u> を作成する場合も、注記の内容が異なります。
経理担当 A	: ありがとうございます。 最後に、計算書類の附属明細書は、どのようなものを作成すべきか教えてください。
公認会計士 X	: 会社計算規則第 117 条に記載されていますので、良く読んでおいてください。
経理担当 A	: ありがとうございます。大変、参考になりました。

- (1) 下線部(A)について、会社法第 2 条に従って会社法上の大会社の定義を述べなさい。
- (2) 下線部(B)に関連して、会社計算規則で定められている連結計算書類をすべて列挙しなさい。

問 次の文章は、NZD 株式会社（3 月決算の上場会社、連結子会社あり）と AUD 監査法人（同社の会計監査人）の決算日程に関する打ち合わせである。これを読んだ上で、下記の問に答えなさい。なお、会社法及び関連法令並びに会社法監査に関する実務を十分に考慮して回答しなさい。

経理担当取締役 A	: 本年の株主総会は、平成 27 年 6 月 16 日を予定しています。当社は、計算書類を 4 月 27 日にお渡ししますが、日程的に問題ありませんか。
公認会計士 X	: はい、特に問題ありません。
経理部長 B	: 監査法人さんからは、いつ頃計算書類に関する監査報告書をいただけますか。
公認会計士 X	: <u>(A)附属明細書をいただく時期にもよりますが、5 月 7 日付で提出したい</u> と思います。
経理部長 B	: 結構早いんですね。 監査役、監査役会の監査報告書は、いつ頃いただけますか。
常勤監査役 Y	: 監査法人さんの監査報告書をいただいてから 5 日後ぐらいを予定しています。
経理担当取締役 A	: ありがとうございます。 スケジュール的には問題なさそうですね。その旨社長に報告しておきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。

- (1) 下線部(A)について、附属明細書に記載すべき項目を全て列挙しなさい。
- (2) 本問は会社法の制約よりも、かなり早く監査報告が行われている。このような対応は実務では多く行われているが、実務上このような対応が多くなる理由及びその是非について、あなたの考えを述べなさい。

- 問 会社法と金融商品取引法において記載が要求される注記のうち、
- ①会社法のみ記載が要求されている注記
 - ②金融商品取引法のみ記載が要求されている注記
 - ③いずれにおいても記載が要求されている注記
- をひとつずつ列挙しなさい。なお、個別財務諸表又は個別計算書類を前提とする。

- 問 会社法及び関連法規並びにこれらの実務に関する以下の記述について、正しいものには「○」を記載した上でその根拠を、間違っているものには「×」を記載した上でその理由を記載しなさい。
- ①会計監査人設置会社の株主総会の招集通知には、会計監査人の謄本が必ず添付される。
 - ②上場会社は、資本金や負債の金額にかかわらず必ず会計監査人を設置する必要がある。
 - ③委員会設置会社は、常に会計監査人監査の対象となる。
 - ④計算書類は、すべての株式会社において作成が必要である。
 - ⑤株主総会の招集通知には、必ず計算書類とその附属明細書が添付される。

- 問 会社法上の会計監査人設置会社・監査役会設置会社における計算書類等・連結計算書類に関して、以下の ①～⑤ に適当な語句を記入しなさい。

【 会 社 法 】

1. 計算書類
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) (①)
 - (4) (②)
2. (③)
3. 附属明細書
4. 連結計算書類
 - (1) 連結貸借対照表
 - (2) 連結損益計算書
 - (3) (④)
 - (4) (⑤)

問 会社計算規則に規定されている重要な会計方針に係る事項に関する注記に関して、以下の①～⑥に適切な語句を記入しなさい。

計算書類の作成のために採用している（①）の原則及び手続き並びに（②）その他計算書類作成のための基本となる事項として、下記の項目（重要性の乏しいものを除く）について注記する。

- 一. （③）の評価基準及び評価方法
 - 二. （④）の減価償却の方法
 - 三. （⑤）の計上基準
 - 四. （⑥）の計上基準
- その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

問 会社計算規則に規定されている附属明細書に関して、以下の①～⑦に適切な語句を記入しなさい。

各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、以下に掲げる事項のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、（①）及び（②）の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一. （③）及び（④）の明細
- 二. （⑤）の明細
- 三. （⑥）の明細
- 四. （⑦）との取引に関する注記で省略した事項

問 会社法に規定されている公告について、文章中の①～⑦にあてはまる語句を、下記語群（a）～（s）の中から選び、記号で記入しなさい。

会社法第440条の規定によって、株式会社は、（①）で毎期決算にかかる（②）の承認を受けたのち、遅滞なく（③）またはその（④）を公告しなければならない。また、（⑤）会社では（③）だけでなく、（⑥）またはその（⑦）も公告しなければならない。

【語群】

- (a) 貸借対照表 (b) 4週間 (c) 定時取締役会 (d) 株主資本等変動計算書
 (e) 2週間 (f) 臨時株主総会 (g) 大 (h) 株式 (i) 会計帳簿 (j) 損益計算書
 (k) 中小 (l) 計算書類 (m) 定時株主総会 (n) 中 (o) 公告 (p) 要旨
 (q) 附属明細書 (r) 決算短信 (s) 添付書類

<取引所のルールに基づく開示と実務>

問 「会社情報の適時開示の要請」に関して、以下の ① ～ ④ に適当な語句を記入しなさい。

(①) 法は、公正な価格形成と (②) を図るため、(③) 会社に対して重要な会社情報が生じた場合には、直ちにその会社情報を (④) にて開示するとともに、投資者に対して適時・適切に開示するよう要請している。

問 会社情報の適時開示のうち「上場会社に係る情報」について、以下の間に答えなさい。

1. 「決定事実に関する情報」としてどのようなものがありますか。
具体例を3つあげなさい。
2. 「発生事実に関する情報」としてどのようなものがありますか。
具体例を3つあげなさい。

問 「適時開示体制の整備」に関して、以下の問いに答えなさい。

「重要な会社情報の適時開示が適切に行われることは、金融商品市場において自己責任原則のもとで投資を行う大前提として、投資者にとって極めて大きな意味を有している。したがって、上場会社は、真に適切な情報開示を行える有効な社内体制を整備する必要がある。」

適切な情報開示を行える有効な社内体制を整備するために、特に重要と思われるポイントを3つあげなさい。

問 「開示違反行為への対応」に関して、以下の ① ～ ⑩ にあてはまる語句を、下記語群 (a) ～ (p) の中から選び、記号で記入しなさい。

有価証券上場規程では、実効性確保のため、その違反行為などに対して、(①) 銘柄の指定や (②) ・ (③) の提出、(④) 銘柄の指定、(⑤) や上場契約違反金の徴収などの措置を講ずることができることを定めている。

東京証券取引所（以下、東証という）は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、その違反行為について公表措置を講ずることができる。

- ・上場会社が (⑥) に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・上場会社が企業行動規範の「(⑦)」に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・上場会社が会社法第 331 条、第 335 条、第 337 条、第 400 条の規定に違反した場合

東証は、上場会社が、東証市場に対する (⑧) 及び (⑨) の信頼を毀損したと認めるときに、上場会社に対して、上場契約違約金（一律 (⑩) 万円）の支払いを求めることができる。

【語群】

- (a) 100 (b) 改善指示報告書 (c) 取締役会 (d) 特定注意 (e) 10,000
 (f) 株主総会 (g) 開示注意 (h) 株主 (i) 1,000 (j) 遵守すべき事項
 (k) 改善状況報告書 (l) 計算書類 (m) 適時開示 (n) 公表措置
 (o) 改善報告書 (p) 要旨 (r) 株式 (s) 投資者

<決算実務>

問 大半の上場会社では、法的義務がないにもかかわらず、月次決算が行われている。そこで、月次決算を行うにはどのような目的があるのか、簡潔に説明しなさい。

問 会計システムの利用に際して、経理部メンバーには各自の ID とパスワードが設定されている。このように ID とパスワードが権限者ごとに設定する必要があるのはなぜか説明しなさい。

問 株式会社が、会社法第 435 条第 2 項で作成が求められている書類（附属明細書を除く）をすべて答えなさい。

問 会計監査人設置会社で連結計算書類を作成しない場合の会社法決算日程（3 月決算会社）はどうか、解答用紙で空欄になっている日付を記入しなさい。

月 日 (解答例)	項 目
3 月 31 日	決算日（基準日）
()	計算書類を監査役（会）、会計監査人に提出
()	附属明細書を監査役（会）、会計監査人に提出
()	会計監査人が監査報告書を提出
()	監査役（会）が監査報告書を提出
6 月 5 日	総会招集取締役会開催
()	招集通知発送
6 月 25 日	株主総会

問 A 社は上場会社であるので、年に 1 回の有価証券報告書の提出と、年に 3 回の四半期報告書の提出が義務付けられている。それぞれの提出期限を答えなさい。

なお、曜日や閏年については考慮しなくてよい。

(1) 第 1 四半期報告書、(2) 第 2 四半期報告書、(3) 第 3 四半期報告書、(4) 有価証券報告書

問 A 社はこれまで 6 月の最終金曜日に株主総会を開催してきたが、株主からもっと早期に株主総会開催できないか要請されている。そのための方策としてとり得るものを下記の選択肢からすべて選びなさい。

- ア. 従来は 3 月 16 日に株主名簿基準日の公告を行っていたが、これを 1 週間早める。
- イ. 従来は 5 月 1 日に計算書類を会計監査人に提出していたが、これを 1 週間早める。
- ウ. 従来は会計監査人の監査報告書受領後に取締役会を開催していたが、これを前倒しして計算書類の提出時の開催に変更する。
- エ. 従来は監査役会の監査報告書を受領した 1 週間後に株主総会招集通知を発送していたが、これを前倒しして監査役会の監査報告書を受領した翌日の発送に変更する。
- オ. 従来は株主総会の招集通知発送から 2 週間経過してから株主総会を開催していたが、これを短縮して 1 週間経過後の開催に変更する。

問 決算実務に関する次の文章について、正しいものについては○、誤っているものについては×を解答欄に記入しなさい。なお、×の場合は、その理由を簡潔に記載しなさい。

- (1) 計算書類等とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書をいう。
- (2) 連結財務諸表とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書、連結付属明細表をいう。
- (3) 金融商品取引法適用会社は、年度決算期日より2ヶ月以内に有価証券届出書をEDINETにより財務（支）局へ提出することが義務付けられている。
- (4) 四半期財務諸表を掲載した四半期報告書を四半期末から30日以内に提出することが義務付けられている。
- (5) 会計監査人の監査を受け、決算日後3ヶ月目に株主総会を開催すること等の理由により2ヶ月以内に法人税の確定申告が間に合わない場合には、法人税の確定申告の提出期限の1ヶ月延長特例が申請により認められている。なお、消費税に1ヶ月延長の特例はない。

問 計算書類は株主総会の承認を受けなければならないが、会計監査人設置会社では承認を要せず報告事項となる場合がある。報告事項となる場合の要件を5つ記載せよ。

問 子会社 S 社の当期末における純資産の部の金額が以下のとおりであった場合、当該期の定時株主総会における分配可能金額を算出しなさい。

純資産の部	2,880	千円
株主資本	2,850	
資本金	2,000	
資本剰余金	530	
資本準備金	500	
その他資本剰余金	30	
利益剰余金	320	
利益準備金	-	
その他利益剰余金	320	
別途積立金	20	
繰越利益剰余金	300	
評価・換算差額等	30	
その他有価証券評価差額金	30	

(注)1. 自己株式の取得及びその予定はない。
2. 期末日現在、資産の部に繰延税金資産 50 千円が計上されている。

問 大会社の判定について述べよ。

問 会社法にいう「公開会社」とは何か、述べよ。

問 以下の①から③の空欄を埋めよ。

- ① 株式譲渡制限会社以外の株式会社では、(①) を設置しなければならない。
- ② (②) を設置しない場合には、監査役会および三委員会等を設置することができない。
- ③ 会計監査人を設置しない場合には、(③) を設置することができない。

問 第3問 剰余金の配当と処分に関して、以下の①から⑩の空欄を埋めよ。

原則として、剰余金の配当に関する事項は株主総会の（ ① ）で定められる。

例外として、配当財産が金銭以外の財産であって、株主に（ ② ）を与えない場合は株主総会の（ ③ ）を要する。また、中間配当に関する（ ④ ）の定めがある場合において配当財産が金銭であるとき等、一定の条件のもとでは、（ ⑤ ）で足りる場合がある。

純資産が（ ⑥ ）万円未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に配当することができない。

臨時計算書類の承認を受けた場合、（ ⑦ ）までの損益が分配可能額に反映される。

剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に（ ⑧ ）を乗じて得た額を（ ⑨ ）又は（ ⑩ ）として計上しなければならない。

問 特別決議の決議方法を述べよ。

問 EDINET とは何か、述べよ。

問 社外取締役の設置を義務化することについて、あなたの意見を200～300文字程度で述べよ。（賛否いずれの意見でも構わない。）

<国際財務報告基準（概論）>

問 国際財務報告基準に関する以下の(1)～(20)について、正しければ○、誤りがあれば×を解答用紙に記載しなさい。また、誤りがある場合、誤りの箇所と正しい記述を解答用紙に記載しなさい。

- (1) 会計のコンバージェンスのきっかけになったのは、欧州連合（EU）が、2009年1月以降、EU域内に本籍を置くすべての上場企業に対し、国際財務報告基準（IFRS）に従った連結財務諸表の作成を義務づけたことである。
- (2) IFRS適用のアプローチのうち、IFRSを採用するに際し、承認手続を必要とするアプローチを「コンバージェンス・アプローチ」という。
- (3) 2014年12月末日現在、非上場の日本企業がIFRSで有価証券報告書を提出する事は認められない。
- (4) 当初米国はIFRSと距離を置いていたが、2002年9月に、IASBとFASBはいわゆる「ロンドン合意」と呼ばれる覚書を交わし、今後お互いが会計基準を開発するにあたり、IFRSと米国基準との統合に重きを置き、将来において双方の基準の重要な差異をなくすこととした。
- (5) 2011年5月にSECはスタッフ・ペーパーを公表し、コンドースメント・アプローチを明確化し、それによって自国基準を持ち続ける事を明確にした。
- (6) IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、必要と認めた場合にIFRSの解釈指針の開発を行うが、IFRS財団(IFRS Foundation)では、解釈指針の最終的な決定権はIASBが持つこととし、他の組織が解釈指針を作成・公表することを認めていない。
- (7) 2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、我が国金融・資本市場の活性化のために新たに講ずべき具体的施策としてIFRSの任意適用企業の拡大促進が明記された。
- (8) 2014年7月31日に企業会計基準委員会(ASBJ)から修正国際基準(JMIS)の公開草案が公表されている。公開草案で提案されているIFRSに対する修正項目は、「のれんの会計処理」と「開発費の会計処理」の2つである。
- (9) 2014年10月時点で、IFRS財団ホームページによると、IFRSを強制適用ないしは実質的に強制適用している国は100か国以上存在する。
- (10) IASBはメンバーの選任に際して地域割当制をとっており、基本的に同一地域のメンバーのみにより運営されることはない。
- (11) 1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク（以下、「1989年フレームワーク」と略す）」及び、2010年に公表された1989年フレームワークの修正版「財務報告に関する概念フレームワーク（以下、「2010年フレームワーク」と略す）」はIFRSの1つである。
- (12) 2010年フレームワークでは、財務諸表の主要な利用者として現在及び潜在的な投資者、融資者、経営者があげられている。
- (13) 1989年フレームワークでは財務諸表のみを扱っていたが、2010年フレームワークでは財務報告を扱っており対象範囲が広がっている。
- (14) 2010年フレームワークでは、有用な財務情報の基本的な質的特性として関連性(Relevance)及び忠実な表現(Faithful Representation)の二つをあげている。
- (15) 1989年及び2010年フレームワークでは、財務諸表の構成要素として資産、負債、持分、収益、費用、純利益が定義されている。

- (16) 1989年及び2010年フレームワークでは、財務諸表の構成要素である持分は、資産と負債の差額として定義されている。
- (17) 1989年及び2010年フレームワークによると、ある項目が構成要素の定義を満たした場合であっても、原価が信頼性をもって測定できない時は、貸借対照表又は損益計算書に認識されない。
- (18) 2010年フレームワークにおける測定とは、構成要素が認識され、貸借対照表及び損益計算書に計上される金額を決定する過程をいい、測定の基礎として取得原価、公正価値、実現可能（決済）価額、現在価値があげられている。
- (19) 1989年及び2010年フレームワークでは、資本維持概念として貨幣資本概念と実態資本概念の説明がなされているが、IASBは現在のところ貨幣資本概念を支持している。
- (20) IASBは、2010年フレームワークの公表以降、フレームワークの開発を進める計画はない。

<企業再編の実務>

問 取得の会計処理における取得原価の決定及び配分方法に係る以下文章の空欄①～⑩を埋めなさい。

被取得企業（事業）の取得原価は、取引時点の取得対価として交付された財の（ ① ）合計となる。対価が（ ② ）以外の資産や（ ③ ）である場合の取得原価は、引き換えに取得した資産のそれぞれの時価を比較し、次のように決定する。

取得原価の合計

=（支払対価となる資産の（ ① ））あるいは（取得資産の（ ① ））のうち（ ④ ）

取得原価は、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において（ ⑤ ）なものの結合時点の（ ① ）を基礎として配分する。取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合、その超過額は（ ⑥ ）として計上する。（ ⑥ ）は資産に計上し、（ ⑦ ）以内のその（ ⑧ ）期間にわたって、（ ⑨ ）法その他の合理的な方法により規則的に（ ⑩ ）する。

問 企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持ち株会社制のような法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性を確保する必要が生じていることから、平成 22 年の税制改正において、資本に係る取引等に係る税制の見直しが行われた。グループ法人税制の概要を示す下表について、空欄①～⑤を埋めなさい。

グループ法人税制の概要（財務省資料）

	単体法人	グループ法人	
		グループ法人単体課税	連結納税制度
定義	グループ法人以外の法人	完全支配関係（100%資本関係）のある法人のうち、連結納税制度を選択しない法人	完全支配関係（100%資本関係）のある法人のうち、連結納税制度を選択した法人
申告・納税の主体	それぞれの法人	それぞれの法人	連結親法人
所得通算	通算できない	通算できない	通算可能
① 法人間の資産の譲渡	譲渡時に譲渡損益を計上	譲渡損益の（ ① ）	
② 法人間の寄付金	支出法人の損金算入限度額の部分が損金不算入（受領法人は全額益金）	支出法人：寄付金の全額について（ ② ）	受領法人：受増益の全額について（ ③ ）
③ 現物分配	譲渡損益を計上	簿価による譲渡	
④ 法人間の受取配当	負債利子控除後の配当の額について益金不算入	負債利子控除適用なし（配当全額について益金不算入制度の適用）	
⑤ 発行法人の自己株式の譲渡	譲渡時に譲渡損益を計上	譲渡損益の計上をしない	
⑥ 中小法人に対する特例	資本金 1 億円以下の中小法人に適用	資本金（ ④ ）以上の大法人の（ ⑤ ）である中小法人には不適用	

問 X社及びY社は、X社がY社を吸収合併することで合意した。
 なお、X社Y社ともに上場企業で決算日は3月31日である。吸収合併の条件は以下のとおりである。

また、本問で税効果会計は適用しないものとする。

- ・ 存続会社X社、消滅会社Y社でX社が取得企業となる
- ・ 企業結合日(合併期日) 4月1日
- ・ Y社株主に対して割り当てるX社の株式数18株
- ・ X社は過年度にY社株式を一株当たり12で10株(Y社の議決権比率10%)取得し、その他有価証券(帳簿価額120)としている
- ・ 企業結合日におけるX社の株価は一株当たり90、Y社の株価は一株当たり18であった
- ・ 決算日におけるY社の株価は一株当たり18であった
- ・ 企業結合日におけるY社の諸資産の帳簿価格は1,000(時価は1,200)であり、負債はなかった

(1) 期末に時価評価されているY社株式の時価評価差額を振り戻したのち、企業結合日における取得企業X社の仕訳を解答用紙に従い行いなさい。
 なお、払込資本は全額資本金とする。

(2) 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針46-2では、「段階取得の場合、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する。

なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。例えば、取得企業(この場合X社)の株式が交付され、取得企業が吸収合併直前に被取得企業(この場合Y社)の株式を保有していた場合の取得対価は、取得企業が交付する取得企業の株式時価と吸収合併直前の被取得企業の株式の時価を合算して算定され、吸収合併直前の被取得企業の株式の帳簿価額と合併期日の時価との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理される。

またこれに見合う金額は、個別財務諸表において計上されたのれんの修正として処理される。」とされています。この基準に従い段階取得に係る連結修正仕訳を行いなさい。

問 企業結合会計基準では組織再編の形式に係らず、会計上の分類として「取得」「共同支配企業の形成」「共通支配下の取引」の3つに区分している。このうち「共同支配企業の形成」と判定するためには4つの要件を満たすことが必要とされている。その4つの要件を記載しなさい。

問 A 社及び B 社の貸借対照表は下記のとおりである。なお、両社は資本関係はない。また、本問で税効果会計は適用しないものとする。

A 社			
現金預金	900	負債	200
土地	200	資本金	800
	(時価 400)	資本剰余金	500
その他固定資産	400		
合計	1,500	合計	1,500

B 社			
現金預金	100	資本金	100
土地	100	資本剰余金	100
	(時価 220)	利益剰余金	150
その他有価証券	170	その他有価証券評 価差額金	20
合計	370	合計	370

A 社及び B 社は A 社が完全親会社、B 社が完全子会社となる株式交換を行った。前提条件は下記のとおりである。

- ・ A 社は上場会社である。
- ・ A 社の発行済株式総数は 100 株、B 社の発行済株式総数も 100 株である。
- ・ 交換比率は 1 : 0.5 で A 社は B 社株主に対して B 社株一株につき 0.5 株 A 社株を発行する。なお、株式交換日における A 社株式の時価は一株当たり 12、B 社株式の時価は一株当たり 5 であった。
- ・ A 社は増加する株主資本のうち 200 を資本金とし、残額は資本剰余金とした。
- ・ 株式交換日における B 社保有の有価証券の時価は 170(簿価 150)、土地の時価は 220 と算定された。

- (1) 取得企業は A 社、B 社どちらになるか、またその理由を記載しなさい。
- (2) 取得企業における個別財務諸表の株式交換の仕訳を行いなさい。
- (3) 取得企業の連結貸借対照表を作成しなさい。(以下の貸借対照表の()内に取得企業を入れなさい。)

() 社連結貸借対照表			
合計		合計	

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning